

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条を一条ずつ繰り下げる。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

1 この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成

二十九年埼玉県条例第六号)の施行の際現に埼玉県下水道事業管理者が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。)第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。